

職場要求書

2014年8月25日

大阪府泉南府税事務所長
原田 正之 様

大阪府職員労働組合府税支部泉南分会
分会長



大阪府泉南府税事務所に働く職員の生活を守り職場環境改善と府民サービス向上のために以下の要求を実現すること。

記

- 1 分会との労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。労働条件等にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。
- 2 職場に矛盾と混乱を持ち込んでいる「相対評価」は中止すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクは撤回すること。
- 3 同一職場に勤務する非常勤職員の労働条件は、職員の労働条件に密接に関連することから、その改善を行うこと。
- 4 時差勤務を廃止し、勤務時間を拘束8時間とすること。
- 5 税務手当については、日額支給をやめ、税務職俸給表の適用、もしくは調整額に移行すること。また、府税事務所に勤務するすべての職員に支給すること。
- 6 「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担軽減を図ること
- 7 「税込確保対策」を名目とした労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税込確保重点月間」等での時間外勤務を強要しないこと。
- 8 福利厚生の実、健康管理、衛生上から
 - ① 食堂の再開をはかること
 - ② 食堂の出入口及び階段に屋根を設置すること
 - ③ 正面スロープに屋根を設置すること
 - ④ 洋式トイレを増設するとともに男子トイレに自動水洗装置を設置すること。本館1F身障者トイレの改善を図ること。
 - ⑤ 空調設備に不均等が生じた場合はただちに改善すること。
- 9 庁用自動車駐車場に防犯、劣化緩和のため屋根及び囲いを設置すること
- 10 VDT作業に適した机を全員に配置すること
- 11 時間外・週休日出勤の強要は行わないこと
- 12 昼休み業務に従事した職員の代替休憩時間を保証するなど必要な措置を講じること